

令和2年司法試験に厳正な合格判定を求める会長声明

2020年（令和2年）9月9日

兵庫県弁護士会
会長 友 廣 隆 宣

〈声明の趣旨〉

当会は、司法試験委員会に対し、令和2年司法試験においては、1500人程度という人数を前提にすることなく、厳正な合否判定がなされることを求める。

〈声明の理由〉

- 1 令和2年司法試験の受験者数は、3703人（令和元年は4466人）であり、平成23年の8765人から減少傾向が続いている。
他方、合格者数は、令和元年は1502人となっており、平成27年6月の政府決定後、1500人を保っている。
- 2 近年の司法試験の合格率・合格者数は、以下のとおりである。

実施年	合格率	合格者数
平成28年	22.95%	1,583人
平成29年	25.86%	1,543人
平成30年	29.11%	1,525人
令和元年	33.63%	1,502人

上記のとおり、合格者数は減少しているにもかかわらず、合格率の上昇傾向は顕著である。

加えて、昨年の司法試験においては、合格最低点が810点であるところ、総合点の平均点が810.44点となっており、平均点を下回る者が合格していることを疑わせる結果になっている。

- 3 そもそも、司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり（司法試験法1条1項）、社会的弱者の人権擁護や法の支配を目的とする司法を担う者を選抜するという事柄の性質上、厳正な合否判定が求められる。

平成27年の政府決定にも、1500人程度という目標は、「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでない」ことが明示されている。

合格者数を確保するために合格判定を緩めるとなれば、他の年度で受験した受験生との間に不公平を生じかねない。

合格後の司法修習においては、司法修習生間での法律の習熟度の差が広がり、担当教官が基本概念を理解させることに時間を取られるなど、司法修習の運営にも支障を来しかねない。

司法修習修了後、法曹となった者は、直ぐに実務に就くのであるから、実務で必要な法律知識の習得が未熟であるとなれば、適切な事件処理もままならなくなる。

- 4 当会は、平成29年以降、毎年、司法試験の合格判定に関する会長声明を発出しているところである。

にもかかわらず、昨年の司法試験において、平均点を下回る者が合格していると思われる結果になったことは、誠に遺憾である。

当会は、司法試験委員会に対し、令和2年司法試験の合否判定においては、1500人程度という人数を前提にすることなく、厳正な合否判定がなされることを求める。

以 上